

- 上限額から賃金額を引いた額が給付額となります。
- ・「60歳到達時の賃金月額上限」が451,800円となります。
 - ・「育児休業給付支給限度上限額」が、215,100円となります。
 - ・介護休業の同上上限額が172,080円となります。

また、額だけではなく、給付率も、再就職手当の基本手当日額の上限額の引上げのみならず、給付日数を1/3以上残して就職した場合の給付率も40%から50%へ、2/3残した場合は、50%から60%へと引き上げられることとなります。

●西尾はこう思います

この引上げは、「賃金日額」の下限額の引上げなどを内容とする「改正雇用保険法」が8月1日に施行されること、毎月勤労統計調査により平成22年度の平均給与額が前年と比し0.3%上昇したことにもなるものです。

今年5月に労働基準局長、職業安定局長名で各都道府県労働局長宛に出された文書には、「わが国の雇用失業情勢は、依然として激しい状況にあり、また、非正規労働者や長期失業者の割合が長期的に上昇する中で、雇用のセーフティネットの充実を図ることが必要となっている。」と書かれてあります。

育児、介護で会社を休まざるを得ない場合のために、雇用保険からも給付がありますが、給付を受ける場合の条件には、1年間の雇用保険資格が必要となりこれは失業の場合の自己都合と同じです。しかし、少子高齢化やセーフティネットの充実の観点から考えてみると、育児、介護に関する給付の条件については、もう少し緩和されてもいいのではと思います。

~~~~~編集後記~~~~~

今回は、トピックスはお休みとさせていただきます。  
ごめんなさい。

夏のお野菜がおいしくなりましたね。  
お茄子も胡瓜も、まさに旬という感じです。

私の夏の一押しは、  
お茄子と茗荷、それにおそうめんを入れたお味噌汁。  
お茄子の優しい甘さ、茗荷のアクセントに、つるつとした  
そうめんののど越し。  
あつあつをいただくと、御飯がすすむこと、すすむこと。

夏の朝は、これに限ります。

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント
西尾雅枝
〒604-8155
京都市中京区錦小路通室町東入ル
占出山町308 ヤマチュービル2F N10
電話&FAX(075)241-4586
メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。*

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
